

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 館林市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
助成	空き家利活用助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・館林市内に存する個人が所有する一戸建ての住宅(空き家)で、①～⑤のいずれにも該当するもの。 ①申請時において、居住その他の使用がされていないこと。 ②建築後、一度も居住その他の使用がされていないこと。 ③賃貸借を目的として建築されたものでないこと。 ④主として不動産業を営むものが所有するものではないこと。 ⑤老朽化が著しいものではないこと。 ・建築基準法の規定に明らかに違反している建築物でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)～(5)のいずれにも該当する者。 (1)①～③のいずれかに該当する者 ①助成対象空き家を購入した者 ②助成対象空き家を賃借した者 ③助成対象空き家を賃貸した者 (2)空き家情報登録制度を利用して助成対象空き家を購入、賃貸した者 (3)市税の滞納がない者 (4)館林市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない者 (5)過去に本助成金の交付を受けていない者 	<ul style="list-style-type: none"> ①購入助成金 市内在住者:20万円 転入者は:40万円 ②賃借助成金 市内在住者:月単位の家賃の1/3(上限2万円、最長12か月) 転入者:月単位の家賃の1/2(上限4万円、最長12か月) ③賃借人成約助成金 5万円 ※転入者とは、申請時において1年以上本市に居住していない者 ④登録助成金 重点エリア:2万円 重点エリア外:1万円 	-	-	随時	-	企画課	0276-47-5103	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/li/060/010/index.html	
助成	空き家除却助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅(居住用の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)または長屋で、申請日において居住その他の使用が過去1年以上されていない住宅で、市が不良住宅か準不良住宅と判定されたもの ・空き家の全部を除却する工事 ・解体工事を施工することができる建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けた事業者で、市内に本社、本店もしくは営業の拠点となる事業者を有する法人または市内に事業を有する個人事業者による工事 ・公共事業の移転等の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者等、その相続人またはそれらのかたから除却の同意を得たかた ・申請者とその世帯全員が市税を滞納していないかた ・過去に本助成金の交付を受けていないかた ・長屋の除却に係る同意をした該当長屋の区分所有者またはその相続人でないかた ・法人、暴力団員等でないかた 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅 交付対象工事に要する費用の1/2とし60万円を上限とする。 ・準不良住宅 交付対象工事に要する費用の1/2とし20万円を上限とする。 	-	-	令和3年4月12日から	-	建築課	0276-47-5156	https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s069/kurasahi/080/060/20200109041000.html	